

東京における単親世帯問題の戦後の推移と現状

米 川 茂 信

はじめに

本稿は、文部省科学研究費補助金（昭和62・63・平成元年度、総合研究A、研究代表者：明治学院大学社会学部教授 大橋薫）の交布を受けて行なわれた共同研究「戦後の東京における都市問題の推移」の一環として、筆者が研究分担したテーマ「単親世帯問題」について、その研究結果をまとめたものである。

単親世帯問題に社会病理学的にアプローチするには、少なくとも、①単親世帯の類型と構成、②単親世帯の生活実態、③単親世帯の病理性の3つの観点が不可欠である。したがって、本研究でも、これらの3点を主たる研究事項とし、まず、東京の単親世帯の類型と構成が戦後どのような推移を示してきたかを調査し、そして、これを枠組みとして、つぎに、東京の単親世帯の生活実態とその病理性の推移を調査した。

調査は、既存の資料を収集して、そこから必要な情報を入手するという資料調査の方法を採用した。資料は、昭和60年代初（1980年代後半）から第二次世界大戦直後にまで遡及して収集されたが、昭和20年代から40年代にかけての資料で利用可能なものは、絶対的に少なかった。とくに、戦後直後の昭和20年代前半のころの資料、高度経済成長が始まる昭和30年代なかごろの資料、高度経済成長過程にあった昭和40年代前半のころの資料は、ほとんどあるいはまったく入手しえなかったり、利用しえなかつた。結果として、収集されかつ利用可能であった資料は、ほとんどが官公庁資料であった。そのうち本稿が依拠している資料については、本稿の末尾に一括して掲載した。また、本文中での資料名の明示は省略形で行なっているため、末尾の資料名の最初にもその省略形を付しておいた。

収集された資料に以上のような制約があることから、調査項目によっては、比較的最近の資料からしか情報を入手しえず、そのため、戦後の推移を把握するのに十分な時系列的調査ができずに、比較的最近の傾向を取り出すにとどまらざるをえなかつたものもある。本稿の題目の末尾を「推移と現状」としたのは、この点を念頭においてのことである。

なお、東京の単親世帯問題の特徴を明確化するために、当該調査項目の全国的傾向についても可能な限り時系列的に調べてみた。また、必ずしも時系列的に比較可能とはならなかつたが、単親世帯の生活実態とその病理性を浮きぼりにするため、情報の入手した範囲で、東京の両親世帯の状況についても調べてあり、本稿においても、必要に応じてこれとの比較で単親世帯の病理性を検討している。

1 単親世帯の類型と構成の推移

1) 単親世帯の定義・類型・構成

単親世帯という用語は、単親家庭ないし単親家族に相応した世帯概念で、通常、配偶者のいない母親または父親と20歳未満の児童のいる世帯を意味して使われており、本稿でも、とくにことわらないかぎり、この用語法に従う。このような意味での単親世帯はひとり親世帯と同義であるが、ひとり親世帯という用語法には、「単身」世帯との表音上の混合を避けるという狙いがある。しかし、本稿では、この点についてはとくにこだわらないで、一般により使い慣れている単親世帯ということばを用いる。

なお、単親家庭ないし単親家族（あるいはひとり親家庭ないしひとり親家族）という用語は、従来の欠損家庭ないし欠損家族にかわる呼称として用いられており、このような呼称の変化には、「従来の欠損家庭、崩壊家庭のようにあるべき状態が欠けていたり、劣っていたり、正常でないといった社会的差別、偏見による偏った視点」の超克という認識も含まれている（東京都資料61年b, p. 4）。

単親世帯は、通常、世帯を構成する親の性別によって母子世帯と父子世帯に、また、単親となった理由別に生別世帯と死別世帯に、あるいは、児童の親とその親の親との同居の有無別に二世代世帯、三世代世帯、その他の世帯とに類型化される。本稿では、とくにことわらないかぎり、これらの世帯類型は以下のように定義されている。

母子世帯：配偶者のいない母親と20歳未満の子がいる世帯

父子世帯：配偶者のいない父親と20歳未満の子がいる世帯

生別世帯：離婚とか別居など子の両親の生別を理由に形成された母子または父子世帯

死別世帯：子の父または母の死亡により形成された母子または父子世帯

二世代世带：配偶者のいない母親または父親とその子の二世代によって構成されている母子または父子世帯

三世代世帯：配偶者のいない母親または父親の親が同居している三世代構成の母子または父子世帯

その他の世帯：上記の二世代世帯と三世代世帯以外の母子または父子世帯

以上の諸類型からもわかるように、単親世帯の構成は、基本的には配偶者のいない母または父と20歳未満の子とから成るが、このほかにも、配偶者のいない母または父の親や20歳以上の子、その他の親族が同居している世帯構成もある。後述するような単親世帯が内包するさまざまな問題の発現や解決にとって、これらの同居親族は有力な資源として位置づけられる。また、乳幼児や小学校低学年児を抱える世帯もある。このような世帯では、上記のような同居親族を欠く場合、単親世帯の内包する問題は、いっそう深刻となる。

2) 単親世帯数の推移

まず、第二次世界大戦後の東京都における母子世帯数の推移をみてみると、表1のとおりである。表1には、昭和27年、31年、38年、47年、53年、56年、61年の母子世帯の推計数と

表1 東京都における単親世帯の推計数と出現率

			昭 27年	昭 31年	昭 38年	昭 47年	昭 53年	昭 56年	昭 61年
母 子	推 計 数	東京都全体	42,340	69,950	125,451	50,000	52,900	88,700	122,600
		区 部	...	60,870	107,776
		市町村部	...	9,080	17,675
世 帯	出 現 率	東京都全体	2.94	3.46	4.46	1.73	1.31	2.03	2.63
		区 部	...	3.42	4.47	2.08	2.62
		市町村部	...	3.71	4.39	2.02	2.85
父 子	推 計 数	東京都全体	7,100	11,800	23,400	24,700
		区 部
		市町村部
世 帯	出 現 率	東京都全体	0.25	0.29	0.53	0.53
		区 部	0.54	0.51
		市町村部	0.62	0.57

注 1 出現率は、母子または父子世帯数（推計数）の全世帯数に占める割合（%）。

2 昭和31年の母子世帯の市町村部の推計数は、東京都全体の推計数から区部の推計数を引いたもの。

3 昭和56年以降の区部と市町村部の出現率は、それぞれのサンプルによって算出。

資料 東京都民生局『東京都母子世帯調査 昭和31年10月』

東京都民生局『東京都母子世帯実数調査報告書 1963年』

東京都『昭和47年度 東京都民生行政基礎調査報告書』

東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書』

東京都『昭和56年度 東京都社会福祉基礎調査報告書』

東京都『都民の生活実態と意識——昭和61年度東京都社会福祉基礎調査報告書——』

出現率（母子世帯の推計数が全世帯数に占める割合）が示されているが、推計数にしても出現率にしても、これらの年代をとおして現われる変化を同次元においてみていくのは、適当ではない。なぜなら、昭和30年代までは、戦争の影響つまり夫一父の戦傷病死・戦災死という特殊な理由から生じた母子世帯が少なからずみられたのに対して、40年代以降においては、そのような戦争の影響から生じた母子世帯は完全に消失しているからであり、したがって、30年代までの母子世帯数の推移と40年代以降のそれとは区分して考察されなければならないからである。本稿では、昭和30年代までを第1期、40年代以降を第2期と時代区分する。

第1期における母子世帯の推計数は、昭和27年42,340、31年69,950、38年125,451と推移し、出現率（%）は、27年2.94、31年3.46、38年4.46と推移した。第1期における母子世帯数は、推計数でみても出現率でみても、調査のたびに上昇し続けたことがわかる。他方、第2期における母子世帯の推計数は、昭和47年50,000、53年52,900、56年88,700、61年122,600と推移し、出現率は、47年1.73、53年1.31、56年2.03、61年2.63と推移した。第2期における母子世帯数は、推計数でみると一貫して上昇し続けているものの、出現率でみると昭和50年代の後半から上昇に転じたことがわかる。

東京都を区部と市町村部に区分して母子世帯の出現率を昭和38年、56年、61年の3時点みてみると、つぎのとおりである。38年：区部4.47、市町村部4.39。56年：区部2.08、市町村部2.02。61年：区部2.62、市町村部2.85（東京都資料38年、同56年b、同61年a）。61年の時点で市町村部の出現率が区部のそれを上回ったことが注目される。

表1に戻って父子世帯数の推移をみてみると、推計数は、昭和47年7,100、53年11,800、56年23,400、61年24,700と推移し、出現率（父子世帯の推計数が全世帯数に占める割合で、単位はパーセント）は、47年0.25、53年0.29、56年0.53、61年0.53と推移した。47年以降推計数は上昇の一途を辿ってきたが、出現率の方は50年代後半から横這いに転じているということや、53年から56年にかけて推計数と出現率の両方とも著しく上昇したということなどがわかる（単親世帯に関する東京都の調査において父子世帯がとりあげられるようになったのは、昭和47年の調査からである）。

区部—市町村別の父子世帯の出現率をみてみると、つぎのとおりである。56年：区部0.54、市町村部0.62。61年：区部0.51、市町村部0.57（東京都資料56年b、同61年a）。いずれの年においても、市町村部の出現率の方が区部のそれを上回っている。

以上を、全国レベルでの母子および父子世帯の出現率と比較してみると、以下のとおりである。まず、母子世帯の全国レベルでの出現率は、昭和27年で4.18（ただし、18歳未満の児童のいる世帯が対象、この場合東京都の出現率は2.83となる。参考までに同じく大都市である大阪府の出現率は3.63）、31年5.85（18歳未満の児童のいる世帯が対象）、36年4.38（20歳未満の児童のいる世帯が対象）、53年1.84（20歳未満の児童のいる世帯が対象）、58年1.97（20

歳未満の児童のいる世帯が対象）となっている（厚生省資料27年、同36年、同53年、同58年）。第1期の前半ごろまでは、東京都の出現率の方が全国レベルのそれよりも低かったが、第2期の末（50年代末）においては、前者が後者を若干上回るものとなっている。他方、父子世帯の全国レベルでの出現率は、昭和58年の時点で0.46となっており（厚生省資料58年。なお、父子世帯についての厚生省の全国調査が行なわれたのは、昭和58年が最初である），父子世帯についても東京都の出現率の方が若干ながら高くなっている。

ところで、昭和45年から、母子および父子世帯に関する統計が『国勢調査報告』に計上されるようになり、全国および都道府県ごとの単親世帯数を同時点で把握することが可能となった。これを表示したのが表2である。ただし、『国勢調査報告』に準拠した場合、母子世帯は、核家族世帯における「女親と子供から成る世帯」のうちの18歳未満の親族のいる世帯として定義され、父子世帯は、核家族世帯における「男親と子供から成る世帯」のうちの18歳未満の親族のいる世帯として定義される。したがって、さきに述べた東京都の調査報告書の定義とは異なることに留意しておく必要がある。

表2をみると、昭和45年以降一貫して、母子および父子世帯とともに、東京都における出現率が全国におけるそれを下回っている。これは、普通世帯総数からの出現率でみても、核家族世帯総数からの出現率でみても同様である。このことは、核家族世帯に限ってであるが、離婚や死別などの単親世帯を生ぜしめる諸要因が東京都において相対的に少ないということよりも、むしろ、生活上の諸困難を解決しうる社会的資源の存在とかあるいは再婚の機会の制約などの単親世帯を存続せしめる諸条件が東京都においてより少ないと示唆している。

なお、表2から、東京都における出現率を都全体と区部とに分けてみてみると、母子および父子世帯とともに、普通世帯総数からの出現率は、55年以降、都全体における方が区部におけるよりも若干高く（45年と50年は同率）、核家族世帯からの出現率は、反対に、45年以降一貫して区部における方がやや高くなっている。つまり、普通世帯総数からの単親世帯の出現率は市町村部において、核家族世帯総数からの単親世帯の出現率は区部において、より高いものとなっている。このことは、ひとつには、単親世帯が核家族世帯に限定されており、そして核家族世帯が相対的に市町村部により多いという事実の帰結であるが（表2から核家族世帯総数が普通世帯総数に占める割合を計算してみると、区部では45年61.7%，50年58.8%，55年57.4%，60年56.1%となるのに対して、市町村部では45年71.4%，50年70.5%，55年68.7%，60年66.9%となる），いまひとつには、核家族世帯に限定してみた場合、単親世帯を存続せしめる条件が区部の方により多くあることを示唆している。

また、東京都区部と同じ大都市である大阪市と比較してみると、母子および父子世帯とともに、普通世帯総数からの出現率と核家族世帯総数からの出現率のいずれも、大阪市における

表2 国勢調査にみる単親世帯の実数と出現率（昭和45年～60年）

		普通世帯 総 数 (A)	核 家 族 世 带 総 数 (B)	母 子 世 帯			父 子 世 帯		
				実 数 (C)	出 現 率		実 数 (D)	出 現 率	
					C/A × 100	C/B × 100		D/A × 100	D/B × 100
東京都	昭和45年 うち) 区 部	3,371,570	2,147,801	57,896	1.72	2.70	10,723	0.32	0.50
		2,668,227	1,645,800	45,954	1.72	2.79	8,494	0.32	0.52
	50年 うち) 区 部	3,820,472	2,352,499	62,283	1.63	2.65	10,702	0.28	0.45
		2,924,395	1,720,612	47,550	1.63	2.76	8,155	0.28	0.47
	55年 うち) 区 部	4,013,022	2,418,251	72,943	1.82	3.02	12,772	0.32	0.53
		2,997,703	1,720,867	53,830	1.80	3.13	9,380	0.31	0.55
	60年 うち) 区 部	4,262,979	2,513,041	83,549	1.96	3.32	14,784	0.35	0.59
		3,136,598	1,760,027	60,216	1.92	3.42	10,565	0.34	0.60
大阪府	昭和45年 うち) 大阪市	2,110,946	1,818,190	39,338	1.86	2.16	8,842	0.42	0.49
		848,920	562,790	17,926	2.11	3.19	4,141	0.49	0.74
	50年 うち) 大阪市	2,461,976	1,723,524	42,491	1.73	2.47	9,219	0.37	0.53
		874,669	568,645	16,614	1.90	2.92	3,940	0.45	0.69
	55年 うち) 大阪市	2,604,953	1,815,909	52,836	2.03	2.91	11,173	0.43	0.62
		880,864	567,199	18,759	2.13	3.31	4,210	0.48	0.74
	60年 うち) 大阪市	2,766,487	1,900,184	65,361	2.36	3.44	13,128	0.47	0.69
		928,209	582,833	21,957	2.37	3.77	4,543	0.49	0.78
全国	昭和45年	26,856,356	17,049,160	591,827	2.20	3.47	104,528	0.39	0.61
	50年	31,270,506	19,980,366	592,749	1.90	2.97	101,141	0.32	0.51
	55年	34,105,958	21,594,236	678,085	1.99	3.14	118,131	0.35	0.55
	60年	36,478,289	22,803,619	802,651	2.20	3.52	137,290	0.38	0.60

注 1 本表において母子世帯とは、核家族世帯における女親と子供から成る世帯のうちの18歳未満の親族のいる世帯として把握されている。

2 本表において父子世帯とは、核家族世帯における男親と子供から成る世帯のうちの18歳未満の親族のいる世帯として把握されている。

資料 総務庁統計局『国勢調査報告』各年版

方がより高いものとなっており、単親世帯を存続せしめる条件が大阪市の方により多く存在していることが示唆される。

3) 単親世帯になった理由の変化

単親世帯となった理由の変化をみてみると、表3のとおりである。まず、母子世帯についてみてみると、昭和27年の調査では死別が75.3%，生別が13.1%，同31年の調査でも死別が

69.1%，生別が21.4%であったのに対して，47年には死別46.9%，生別49.4%，53年には死別33.5%，生別59.1%，59年には死別30.2%，生別64.1%となっている。第1期では死別世帯が，第2期では生別世帯が半数以上の割合を占めているということ，第1期と第2期を通じて，生別世帯の割合が年々高くなり，反対に死別世帯の割合が年々低下していることなどがわかる。死別の理由は，いつの年も配偶者の病死が大半であるが，第1期では戦傷病死や戦災死など戦争を理由とするケースも多くみられた。生別の理由は，いつの年も離婚が大半であり，しかもその割合は年々増大してきているが，第2期では，年々少なくなりつつあるも，本人や配偶者の家出・別居も少なからずみられている。

つぎに，父子世帯についてみてみると，昭和47年の調査で死別43.5%，生別52.1%，53年の調査で死別36.5%，生別62.2%，59年の調査で死別42.7%，生別57.3%となっている。いずれの年も生別世帯が半数以上の割合を占めているが，その割合は，53年にかけて上昇した

表3 単親世帯になった理由（東京都）

		総 数	死 別	戦 傷 病 死	戦 災 死	病 死	そ の 他	生 別	離 婚	別家 居出	そ の 他	未 婚 の 母	そ の 他	不 明
母 子 世 帯	昭 27年 31年 47年 53年 59年													
	100% (N=612)	75.3	20.2	4.2	47.1	3.8	13.1	13.1	—	11.6	2.0	9.6	—	
	100% (N=316)	69.1	15.7	2.4	47.4	3.6	21.4	21.4	—	9.5	2.8	6.7	—	
	100% (N=352)	46.9	—	—	39.6	7.3	49.4	34.2	15.2	3.8	—	3.8	—	
	100% (N=643)	33.5	—	—	29.0	4.5	59.1	46.3	12.7	7.1	5.7	1.4	0.3	
	100% (N=225)	30.2	—	—	26.3	3.9	64.1	54.7	9.3	5.8	5.3	0.5	—	
父 子 世 帯	昭 47年	100% (N= 46)	43.5	—	—	41.3	2.2	52.1	43.4	8.7	2.2	—	2.2	2.2
	53年	100% (N= 74)	36.5	—	—	36.5	—	62.2	50.0	12.2	—	—	—	1.4
	59年	100% (N=225)	42.7	—	—	40.9	1.8	57.3	49.8	7.5	—	—	—	—

注 1 昭和47年の母子世帯の数値は、東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書』P. 43に掲上されたものを用いた。

資料 注1に記した以外の資料は、つぎのとおり。

東京都民生局『東京都母子世帯調査 昭和31年10月』

東京都『昭和47年度 東京都民生行政基礎調査報告書』

東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』

ものの、53年から59年にかけては低下している。また、53年までは、生別世帯の割合が母子世帯よりも大きかったが、59年では逆転している。生別の理由の大半は離婚であるが、本人や配偶者の家出・別居も少なからずみられている。死別の理由は、そのほとんどが配偶者の病死である。

なお、厚生省児童局・児童家庭局の全国調査の結果によると、母子世帯になった理由のうち、配偶者の病死の占める割合は、27年43.2%，31年47.6%，36年56.2%，42年57.3%，48年48.1%，53年38.2%，58年28.1%となっており、他方、離婚の占める割合は、27年7.5%，31年14.6%，36年16.8%，42年23.7%，48年26.4%，53年37.9%，58年49.1%となっている（厚生省資料58年）。このような全国的傾向と比較して東京都の傾向をみてみると、東京都においては、離婚の占める割合が相対的に高く、反対に、40年代から50年代前半にかけて配偶者の病死の占める割合が相対的に低いという特徴が指摘される。さらに、厚生省資料27年によると、昭和27年の時点で、戦傷病死が33.5%，戦災死が4.6%となっており、戦争を理由とした母子世帯が東京都においては相対的に少なかった（戦傷病死20.2%，戦災死4.2%）ことがわかる。

他方、昭和58年度の厚生省児童家庭局の全国調査では父子世帯になった理由の調査も行なわれており、それによると、病死が35.6%，離婚が54.2%となっている（厚生省資料58年）。表3の59年の数値をこれと比較すると、東京都においては、若干ではあるが、配偶者の病死の占める割合（40.9%）が相対的に高く、離婚の占める割合（49.8%）が相対的に低いという特徴が指摘できる。

4) 単親世帯の構成の変化

昭和40年代の第2期に入ると、世代についての調査もみられるようになった。昭和47年、53年、59年の各時点における母子一父子世帯別の二世代および三世代世帯の割合は、以下のとおりである（東京都資料47年、同53年、同59年）。

	母子世帯		父子世帯	
	二世代	三世代	二世代	三世代
47年	78.7%	16.7%	54.4%	34.7%
53年	87.4	10.9	78.2	19.6
59年	85.8	14.2	80.4	19.6

①母子世帯では、すでに47年の時点から二世代世帯が圧倒的に多く、かつ47年から53年にかけてその割合がさらに上昇した、②父子世帯においても二世代世帯が大半を占めているが、その割合が母子世帯のそれに接近するほどに大きくなったのは53年以降である、③父子世帯

では47年から53年にかけて三世代世帯の割合が大幅に低下した、④それにもかかわらず、三世代世帯は、相対的にみて、母子世帯よりも父子世帯においてより多い、などの点が指摘される。

つぎに世帯人員の推移をみてみると、母子世帯では、昭和31年3.3人、38年3.3人、47年3.1人、53年2.9人、56年2.8人、59年3.0人と、47年以降減少傾向にあったが、59年には若干増加した(東京都資料31年、同38年、同47年、同53年、同56年b、同59年)。このうち20歳未満の子の数は、31年1.8人、53年1.5人、59年1.5人である(東京都資料31年、同53年、同59年)。父子世帯の世帯人員は、47年3.5人、53年3.0人、56年3.0人、59年3.1人となっており(東京都資料47年、同53年、同56年b、同59年)、47年の時点と比較して53年以降減少したが、母子世帯に比して若干多いことがわかる。20歳未満の子の数については昭和59年の調査のみがとりあげており、1.6人となっている(東京都資料59年)。

なお、学齢未満児がいる世帯は、昭和59年の時点で、母子世帯の17.0%、父子世帯の6.7%となっており、また、小学校低学年児童がいる世帯は、同じく59年において、母子世帯の19.8%、父子世帯の12.9%となっており、いずれも母子世帯の方に多い(東京都資料59年)。

2 単親世帯の生活実態の推移

1) 親の就労状況の推移

単親世帯の生活実態の推移については、親の就労、世帯収入、子の養育、子の就学、家事の負担の5点について考察する。単親世帯の生活が両親世帯の生活と大きく異なる点があるとすれば、これらの5点についてであろうと予測されるからである。

まず、親の就労の実態についてであるが、これについては表4のとおりである。最初に母子世帯についてみてみると、昭和27年から59年までの間を通じて、8割から9割弱の母親が働いており、反対に働いていない母親は1割強から2割弱にとどまる。59年の時点で、両親世帯においては、働いている母親が49.1%、働いていない母親が50.9%であるから(東京都資料59年)、母子世帯の母の就労率は著しく高い。

働いている母親の従業上の地位をみてみると、常用勤労者が一貫してもっとも多く、ついで第1期では自営業主、第2期では日雇労働者となっている。常用勤労者の割合は、第1期よりも第2期において高く、第2期においては就労者の半数以上が常用勤労者である。臨時・日雇・パート労働者は、47年から53年にかけて著しく増加し、59年の時点では全就労者の28.5%を占めるにいたっている。

父子世帯の父親は9割以上が働いているが、両親世帯の父親は59年の時点で98.9%が働い

表4 単親世帯の父または母の就労実態（東京都）

	就 労 の 状 況 (%)								就労による収入(月収)		
	働いている	自 営 業 主	常 用 勤 労 者	臨 時 ・ 日 雇 •	家 族 従 業 者	内 職	そ の 他	不 明	働いていない	実 額 (円)	世 め 帯 収 入 に 占 め る 割 合 (%)
母子世帯											
昭和27年	84.6	18.0	30.6	11.4	23.3	—	1.3	15.4	
31年	88.5	16.4	32.7	7.3	9.3	15.5	7.3	—	11.5	10,217	
47年	80.5	9.6	48.0	2.5	2.2	...	18.0	0.3	19.5	57,366	
53年	86.5	14.6	44.1	21.7	1.3	4.7	—	...	13.5	...	
59年	85.5	11.0	46.0	24.4	0.8	2.6	—	0.6	14.5	162,000	
父子世帯											
昭和47年	91.3	26.1	41.3	6.5	4.3	...	10.9	2.2	8.7	110,252	
53年	91.6	27.1	58.2	4.9	0.9	0.5	—	...	8.4	...	
59年	94.2	31.6	60.4	0.9	0.9	—	—	0.4	5.8	359,000	
										90.0	

注 1 53年と59年の日雇労働者には、臨時とパートが含まれていることが明記されている。

2 ・・・は、当該年度において調査されていないことを示す。

資料 表3と同じ。

ており（東京都資料59年），これに比すると，父子世帯の父親の就労率はやや低いといえる。働いている父親の従業上の地位をみてみると，父子世帯の場合も常用勤労者がもっと多く，かつその割合も47年以降増大しており，53年以降は母子世帯における割合を大きく上回っている。ついで多いのが自営業主で，その割合は母子世帯の母親に比しても高く，また増大化の傾向も示してきている。50年代になってから母子世帯の母親において比較的多くみられるようになった臨時・日雇・パートは，父子世帯の父親の場合にはかなり少なくなっている，59年にはほとんどみられなくなっている。

比較のために，厚生省が行なった昭和27年と58年の全国調査の結果をみておく。27年の調査では，母子世帯の母親の就労状況は，自営40.4%，常勤（被傭）21.2%，日雇17.5%，内職10.7%，失業0.9%，無職9.3%となっており，就労者は計89.8%となる（厚生省資料27年）。また，58年の調査では，自営業主（「農業」を含む）14.2%，常用雇用者55.1%，非常雇用者（臨時・日雇雇用者）7.6%，その他7.4%となっており，就労者は計84.2%となっている（厚生省資料58年）。以上を基準にしてみてみると，東京都の母子世帯の母親の場合，就労

者の割合は全国的傾向と大差がみられないものの、常用勤労者の割合の伸び率が比較的小さく、反対に、臨時・日雇・パート労働者の割合の伸び率がかなり大きい、などの特徴を指摘できる。

他方、父子世帯の父親の就労状況は、58年の厚生省の全国調査によると、自営業主18.9%，常用雇用者60.9%，非常雇者4.6%，その他4.6%となっており、就労者は計89.0%となるが、非就労者も11.0%ほどいる(厚生省資料58年)。これと比較してみると、東京都の父子世帯の父親の場合、自営業主の割合が相対的に高いという特徴がみられている。

2) 世帯収入の推移

まず、月あたりの世帯総収入をみてみると、母子世帯では、31年15,000円、47年98,000円、53年167,000円、59年234,000円となっており、また父子世帯では、47年152,000円、53年232,000円、59年399,000円となっている(東京都資料31年、同47年、同53年、同59年)。47年以降の母子世帯の総収入と父子世帯のそれとを比較するため、前者の後者に対する百分比を計算してみると、47年64.5%，53年72.8%，59年58.6%となり、母子世帯の総収入が父子世帯のそれに比してかなり低いことがわかる。とくに59年の時点では、父子世帯の6割にも満たなくなっている。また、59年の両親世帯の総収入452,000円(東京都資料59年)と比較すると、母子世帯の総収入はこれの51.8%と約半分にとどまっている。他方、父子世帯の総収入は、同じく59年の時点で、両親世帯のそれの88.3%となっている。

つぎに、母または父の月あたりの稼働収入をみてみると、母子世帯では31年10,000円、47年57,000円、59年162,000円となり、父子世帯では47年110,000円、59年359,000円となる(東京都資料31年、同47年、同59年)。母子世帯の母親の稼働収入は、父子世帯の父親のそれの51.8% (47年) ないし45.1% (59年) にすぎず、一貫して、世帯総収入の場合以上に両者間の格差が大きくなっている。また、59年の時点での両親世帯における父の稼働収入は357,000円、母のそれは122,000円となっている(東京都資料59年)。父子世帯の父の稼働収入と両親世帯の父のそれとはほとんど差がみられないのに対して、母子世帯の母の稼働収入は、両親世帯の母のそれの1.3倍となっている。また、世帯総収入に占める母または父の稼働収入の割合は、母子世帯では58.1% (47年) から69.2% (59年) に、父子世帯では72.4% (47年) から90.0% (59年) に変化している。母子および父子世帯ともに、47年から59年にかけて、親の稼働収入の割合がより大きくなっていることがわかる。

母または父の稼働以外の単親世帯の収入源としては、子や祖父母等同居の家族員の稼働、各種の公的年金・手当、生活保護、仕送りなどがあげられるが、とくに注目されるのが生活保護である。母子世帯における生活保護の受給率は、31年11.1%，47年5.9%，53年10.6%，59年10.3%と推移しており、他方、父子世帯における受給率は、47年6.5%，53年2.7%，59年3.1%と推移してきている。また両親世帯における受給率は0.2% (59年) である(東京都

資料31年、同47年、同53年、同59年)。これらの数値から、生活保護の受給率は、①一貫して、父子世帯におけるよりも母子世帯において著しく高い、②父子世帯の受給率も両親世帯のそれに比して著しく高い、③母子世帯の受給率は、47年を除くと、31年から58年にかけて大きな変化はみられてない、④父子世帯の受給率は47年から53年にかけて大きく低下した、などの点が指摘される。

なお、厚生省による全国調査の結果では、母子世帯の生活保護の受給率は31年26.8%、36年7.9%、58年15.5%となっている(厚生省資料31年、同36年。58年の数値は、総務庁統計局『日本の統計』昭和60年版に記された「現に保護を受けた」母子世帯の昭和58年の実数111,177の厚生省昭和58年調査における母子世帯数718,100に対する百分比)。また、昭和53年の厚生省全国調査によると、母子世帯の月あたりの所得は150,000円、「給与所得及び事業所得」は104,000円、「給与所得及び事業所得」の占める割合は69.3%となっている(厚生省資料53年)。

以上の全国調査の結果と比較すると、東京都の母子世帯について、生活保護の受給率は概して低い、世帯収入はやや高い、世帯収入に占める稼働収入の割合には大きな差異がない、などの点が指摘される。

3) 子の養育状況の推移

最初に、母子世帯における学齢未満児の養育状況——小学校にまだ入学していない子どもを面倒みているのは誰か——についてであるが、この点については、昭和47年、53年、59年の調査報告からまず一般的な状況がつぎのように明らかになる。47年：保育所45.8%，母親本人25.0%，幼稚園20.8%，母の親2.1%，近所の人2.1%，その他4.2%。53年：保育所47.0%，母親本人28.6%，幼稚園9.4%，別居の親族7.1%，同居の親族5.3%，その他・不明2.6%。59年：保育園57.4%，幼稚園17.1%，母親本人16.3%，住まいや職場の近くの人3.1%，母親以外の家族1.6%，近所の親せき1.6%，無認可保育所1.6%，その他1.6% (東京都資料47年、同53年、同59年)。①47年以降一貫して保育所(園)が多く、しかも53年から59年にかけて増加した、②母親本人も少なくないが、53年から59年にかけて減少した、③母親以外の家族・親族は53年を除くとかなり少ない、④近所の人も一貫して少ない、⑤幼稚園も比較的少ない、などの点が指摘される。

以上を両親世帯の昭和59年の状況と比較してみると、両親世帯では、母親54.9%，幼稚園24.1%，保育園18.1%，母親以外の家族0.8%，近所の親せき0.7%，無認可保育所0.3%，住まいや職場の近くの人0.2%，その他0.9%となっている(東京都資料59年)。したがって、母子世帯にみられる特徴として、①保育園(所)の占める割合が著しく高い、②母親本人の割合は著しく低い、③幼稚園の割合も低い、などの点があげられる。

また、厚生省による昭和58年の母子世帯についての全国調査の結果によると、保育所54.7

%、母または母に代わる者（「配偶者のない女子」）18.2%、幼稚園15.1%、家族7.4%、親戚1.6%、その他3.2%となっており（厚生省資料58年），これと比較してみると、保育所、幼稚園、母親本人の占める割合には大差はないものの、東京都の母子世帯において母親以外の家族の占める割合がいっそう小さいことがわかる。

つぎに、母親が働いている母子世帯に限って、母親の就労中の学齢未満児の養育状況を、昭和27年、31年、53年の調査結果からみてみると、表5-1のとおりである。

表5-1からわかるように、母親が就労中の学齢未満児の世話は、第1期の母子世帯では、

表5-1 母親が就労中の学齢未満児の世話の状況・主体
(母子世帯)

世話の状況	昭和27年	昭和31年	世話の主体	昭和53年
家人の世話	37.0	42.1	同居の親族	6.6
			別居の親族	7.1
職場に同伴	5.0	6.1	母親本人	18.0
隣人知人に委託	8.6	9.7	近所の人・知人	0.9
保育所入所	8.9	14.0	保育所	55.5
幼稚園入園	2.9	5.8	幼稚園	10.0
その他の	37.6	22.8	その他・不明	1.9
計	100 %	100 %	計	100 %

資料 東京都民生局『東京都母子世帯調査 昭和31年10月』
東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書（東京都民生行政基礎調査）』

表5-2 母の就労中の6歳以下の児童の処置
(昭和27年、母子世帯、全国)

児童の処置	構成比	児童の処置	構成比
隣人・知人に委託	13.4	職場 同伴	11.6
保育所・母子寮の保管室へ委託	12.1	子供の自由にまかす	17.0
幼稚園	4.6	その他の	9.4
家人の世話	31.9	計	100 %

資料 厚生省児童局『昭和27年9月1日現在 全国母子世帯調査結果報告書』

家族が行なう場合（家人の世話）が多く、保育所や幼稚園に委ねる場合が少ない。反対に、第2期の母子世帯では、保育所や幼稚園による場合が多く、家族や親族による場合が少ない。隣人や知人への委託は、第1期にはある程度みられたが、第2期ではほとんどみられなくなっている。なお、参考までに、厚生省による昭和27年の全国調査の結果を表5-2として表示した。これと表5-1の昭和27年の数値とを比較してみてみると、母親が就労中の学齢未満児の世話の状況に関して、第1期の東京都の母子世帯では、全国的傾向に比して、家人の世話がやや多く、職場に同伴、隣人知人に委託、保育所入所、幼稚園入園がやや少ない、という特徴がみられた。

昭和53年と59年の調査では、さらに、小学校低学年児童のいる母子世帯について、これらの児童の放課後の世話の状況が調査されている。まず、53年の調査によれば、母親本人が世話36.2%，同居の親族9.2%，別居の親族9.6%，近所の人・知人2.8%，学童保育16.7%，その他0.4%，だれも世話をしていない25.2%となっている。母親が働いている世帯に限ってみれば、さきと同じ順に、29.0%，9.8%，11.0%，3.3%，17.6%，0.4%，29.0%となる。また、59年の調査（母子世帯一般が対象）によれば、学童（保育）クラブ23.5%，近所の親せきが世話7.6%，その他の人が世話4.5%，ひとり（子どもだけ）で過している13.6%で、家に世話をする人がいない場合が計49.2%となっており、家に世話をする人がいる場合は50.8%となっている。参考までに、59年の時点での両親世帯における状況をみてみると、家に世話をする人がいる場合が85.2%，家に世話をする人がいない場合が14.8%（学童・保育クラブは6.6%）となっている（東京都資料53年、同59年）。

以上から、母子世帯においては、家に世話をする人がいないことが多く、しかも、誰も世話をしてくれる人がおらず子どもだけで放課後の生活を過しているケースが少なくないことがわかる。また、学童保育を利用しているケースも少なくなく、かつ、53年から59年にかけてやや増加していることもわかる。

なお、昭和47年以降は、父子世帯についての調査も行なわれているが、学齢未満児と小学校低学年児のいずれの場合もケースが少なく、本稿では考察を省略した。

4) 子の就学状況の推移

子どもの就学状況についてみてみると、第2期の母子世帯における高校在学者の割合は、昭和46年83.8%，53年88.4%，59年91.9%となっており、父子世帯におけるそれは、47年88.9%，53年75.8%，59年87.1%となっている。また、59年の時点での大学在学者の割合は、母子世帯で38.1%，父子世帯で28.6%となっている（東京都資料47年、同53年、同59年。なお、47年の母子世帯の高校在学者率は100.0%と資料に記載されているが、この数値は、同年における東京都一般の在学者率96.3%，全国一般のそれの87.2%と比較しても、また、45年および46年の東京都の母子世帯の在学者率81.8%および83.8%と比較しても、妥当な数値とはみ

なさない。したがって、本稿では、東京都資料47年P.59に記載された昭和46年の数値をとりあげた。また、第1期の在学者率については、本稿で準拠している資料に記載がない)。

以上から、①高校在学者率と大学在学者率のいずれも、父子世帯よりも母子世帯においてより高い、②父子世帯はもちろん母子世帯の児童の在学者率も、両親世帯の児童に比して、高校、大学のいずれにおいても低い(東京都資料59年によれば、59年の時点で、両親世帯の児童の在学者率は、高校で95.9%、大学で51.0%)、③母子世帯の児童の高校在学者率は、昭和46年以降59年まで徐々に上昇してきた、④父子世帯の児童のそれは、53年に大きく低下したのを除くと、47年から59年にかけて大きな変化はない、などの点が明らかとなる。

また、厚生省の昭和58年の全国調査の結果によると、中学校卒業以上の子の高校以上の学校(専修・各種学校を含む)への就学者率は、母子世帯で58.6%、父子世帯で49.3%となる(厚生省資料58年)。これと同じ計算による就学者率は、東京都の59年の調査結果では、母子世帯で76.6%、父子世帯で70.6%となる。このことから、東京都の単親世帯の児童の義務教育終了後の就学者率は、全国のそれと比して、母子および父子世帯とともにかなり高いことがわかる。

なお、参考までに厚生省の全国調査の結果をみてみると、昭和27年の時点で、母子世帯では、教育費が不足のため中学校以上への進学不能を訴える児童が、14歳から20歳までの児童の20.5%を占めていた(厚生省資料27年)。また、36年の時点で、本母子世帯の16歳以上の児童のうち、就学者(就職就学者を含む)の割合は、26.0%にとどまった(厚生省資料36年)。

5) 家事の負担状況の推移

最後に家事の分担についてであるが、これについても入手した第1期の資料には記載されておらず、第2期の実態を昭和59年の調査結果から知ることができるのみである。表6がそれである。表6から得られる知見を要約してみると以下のとおりである。

第1に、母子世帯では、その9割前後の世帯で、母親本人が家事(掃除、洗濯、朝食のしたく、夕食のしたく、食事のあとかたづけ、買物)の主たる担い手となっている。しかし、この割合は両親世帯の場合より若干低いものとなっている。また、同じく母子世帯でも、母親が主たる担い手となる場合は、三世代世帯では6割前後に下がり(ただし、洗濯に関しては7割)、母親と子ども以外のその他の家族(祖母等)が主たる担い手となる場合が3割前後におよんでいる(ただし、夕食のしたくに関しては4割強)。子どもが主たる担い手となる場合はかなり稀であるが、両親世帯に比しては多くなっている。

第2に、父子世帯では、すべての家事について、父親が主たる担い手である場合がもっとも多くみられているが、子どもが主たる担い手となっている世帯も少なくない。前者の割合は、4割強から5割弱である。後者の割合も、2割強から3割弱となっており、両親世帯はもちろん、母子世帯に比しても著しく高いものとなっている。同じ父子世帯でも、父親ある

表6 家事の分担（昭和59年）

	世帯類型	総数	主にしている人					いつも手伝っている人				
			母親	父親	子ども	その他の族	その他	母親	父親	子ども	その他の族	その他
掃除	両親世帯	100.0 (N=3,001)	96.8	0.7	0.6	1.4	0.3	1.4	5.6	15.1	4.7	0.6
	母子世帯	100.0 (N= 643)	90.8	—	2.5	5.0	1.6	3.1	—	23.6	3.7	0.3
	核家族等	100.0 (N= 552)	95.3	—	2.5	0.4	1.6	0.7	—	25.7	0.2	0.4
	三世代	100.0 (N= 91)	63.7	—	2.2	33.0	1.1	17.6	—	11.0	25.3	—
	父子世帯	100.0 (N= 225)	—	48.4	21.3	17.3	12.4	—	7.6	27.6	1.8	1.8
	核家族等	100.0 (N= 181)	—	56.4	26.5	1.1	15.5	—	9.4	31.5	—	1.7
洗濯	父子世帯	100.0 (N= 44)	—	15.9	—	84.1	—	—	—	11.4	9.1	2.3
	両親世帯	100.0 (N=3,001)	97.3	0.5	0.4	1.4	0.2	1.3	3.1	8.7	3.6	0.6
	母子世帯	100.0 (N= 643)	92.4	—	2.3	4.0	1.2	3.0	—	19.0	4.0	0.8
	核家族等	100.0 (N= 552)	96.0	—	2.4	0.2	1.4	1.1	—	21.2	0.4	0.9
	三世代	100.0 (N= 91)	70.3	—	2.2	27.5	—	14.3	—	5.5	26.4	—
	父子世帯	100.0 (N= 225)	—	46.2	24.4	18.7	9.8	—	8.0	21.3	2.2	2.2
朝食のしだく	核家族等	100.0 (N= 181)	—	55.8	29.8	1.1	12.2	—	9.9	25.4	—	2.2
	三世代	100.0 (N= 44)	—	6.8	2.3	90.9	—	—	—	4.5	11.4	2.3
	両親世帯	100.0 (N=3,001)	97.6	0.5	0.4	1.2	0.2	0.9	2.0	6.3	2.4	0.3
	母子世帯	100.0 (N= 643)	91.4	—	2.2	5.0	1.2	2.3	—	9.8	2.6	0.5
	核家族等	100.0 (N= 552)	95.7	—	2.5	0.4	1.3	0.7	—	10.7	0.2	0.5
	三世代	100.0 (N= 91)	65.9	—	—	33.0	1.1	12.1	—	4.4	17.6	—
父子世帯	父子世帯	100.0 (N= 225)	—	48.0	22.2	17.8	9.3	—	6.7	17.8	2.7	0.9
	核家族等	100.0 (N= 181)	—	57.5	26.5	1.1	11.6	—	8.3	21.0	—	1.1
	三世代	100.0 (N= 44)	—	9.1	4.5	86.4	—	—	—	4.5	13.6	—

資料 東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』

いは子どもが家事の主たる担い手となっている世帯は、核家族等世帯（親と子のみの世帯、およびこれに祖父母以外の者が同居している世帯）により多く、三世代世帯においてより少なくなっている。三世代世帯における家事の主たる担い手は、父あるいは子ども以外のその他の家族（祖母等）が8割から9割におよんでおり、父親は1割前後にとどまっている。しかし、父親のこの割合も、両親世帯に比すと、著しく高いものとなっている。また、子ども

	世帯類型	総数	主にしている人					いつも手伝っている人				
			母親	父親	子ども	その他の族	その他	母親	父親	子ども	その他の族	その他
夕食のし たく	両親世帯	100.0 (N=3,001)	97.3	0.4	0.5	1.3	0.3	1.1	3.0	13.8	3.3	0.4
	母子世帯	100.0 (N= 643)	89.1	—	2.0	6.4	1.9	3.0	—	20.2	2.5	0.5
	核家族等	100.0 (N= 552)	94.4	—	2.4	0.4	2.2	0.5	—	22.5	0.2	0.5
	三世代	100.0 (N= 91)	57.1	—	—	42.9	—	17.6	—	6.6	16.5	—
食事のあと 片付け	父子世帯	100.0 (N= 225)	—	43.1	24.4	18.2	12.0	—	6.7	23.1	1.8	2.2
	核家族等	100.0 (N= 181)	—	51.9	29.8	1.1	14.4	—	6.6	28.2	—	2.8
	三世代	100.0 (N= 44)	—	6.8	2.3	88.6	2.3	—	6.8	2.3	9.1	—
	両親世帯	100.0 (N=3,001)	95.8	0.5	1.8	1.3	0.3	1.4	3.6	27.4	4.2	0.6
買物	母子世帯	100.0 (N= 643)	88.2	—	5.4	4.5	1.6	3.4	—	30.0	3.3	0.6
	核家族等	100.0 (N= 552)	91.5	—	6.0	0.4	1.8	1.6	—	33.0	—	0.7
	三世代	100.0 (N= 91)	68.1	—	2.2	29.7	—	14.3	—	12.1	23.1	—
	父子世帯	100.0 (N= 225)	—	43.1	27.6	17.8	9.8	—	8.0	26.2	2.2	1.8
	核家族等	100.0 (N= 181)	—	50.8	33.7	1.1	12.2	—	8.3	30.4	—	2.2
	三世代	100.0 (N= 44)	—	11.4	2.3	86.4	—	—	6.8	9.1	11.4	—

が主たる担い手である場合は、母子世帯と同様にかなり稀となるが、それでも両親世帯に比すと少なくない。

第3に、子どもが家事をいつも手伝っている世帯の割合をみてみると、家事の種類に応じて多少の違いがみられている。比較的高い割合を示しているのが買物と食事のあと片付けで、母子世帯と父子世帯の別なく3割程度の割合を占めている（父子世帯では掃除も3割弱の割

合を占めている)。反対に、比較的低い割合を示しているのが朝食のしたくて、父子世帯では2割弱を占めているが、母子世帯では1割にとどまっている。他の家事では、母子世帯と父子世帯のいずれにおいても、おおむね2割程度の割合となっている(ただし、父子世帯における掃除を除く)。両親世帯と比較すると、母子あるいは父子世帯の単親世帯の方がより高い割合を示している(ただし、父子世帯における食事のあと片付けを除く)。母子世帯と父子世帯を比較すると、概して大きな違いはみられてないが、朝食のしたくに関しては、父子世帯においてより高くなっている。世代類型別にみると、母子および父子世帯のいずれにおいても、またすべての家事について、核家族等世帯においてより高く、三世代世帯においてより低くなっている。三世代世帯においては、子どもにかわって「その他の家族」が家事を手伝う場合が比較的多く、そして、この傾向は、母子世帯においてより顕著で、2割弱から3割弱の母子世帯にみられている。

3 単親世帯の病理の推移

1) 生活上の困難・障害に関する意識

単親世帯の病理は、具体的には、貧困、父・母の過重な役割負担、病弱・疾病、就労や進学の制約、子どもの養育や世話の阻害などとして把握される。しかし、これらの病理事象を個々に考察していくのに先立って、単親世帯の成員が主観的に感じている生活上の困難や障害について概観しておく。

東京都の単親世帯について生活上の困難や障害に関する意識調査が行なわれるようになつたのは、今回入手した資料でみる限り、昭和47年の東京都による調査が最初である。同調査は、住宅のこと、暮しむきのこと、仕事のこと、子どものこと、家族の健康のことの5点のそれぞれについて、現在困っていることがあるか否かを聞いたものである。それによると、これらのことがらのそれぞれについて現在困っていることがあるとする回答の割合は、順に、母子世帯で、41.5%，23.8%，21.4%，22.9%，26.3%，父子世帯で、34.8%，15.2%，6.5%，37.0%，15.2%となっている(東京都資料47年)。これらの数値から、①子どものことについて現在困っていることがあるとする者が父子世帯においてより多く、他のことがらについて現在困っていることがあるとする者が母子世帯においてより多い、②母子および父子世帯ともに住宅のことについて現在困っていることがあるとする者がより多い、③母子世帯では、暮しむきのこと、仕事のこと、子どものこと、家族の健康のことについて、父子世帯では、暮しむきのこと、仕事のこと、家族の健康のことについて、現在困っていることがあるとする者は比較的少ない、などの点が指摘される。

以上に対して、昭和53年と59年の調査では、単親世帯になった当時の困ったことについて

聞いている。その結果を示したのが表7である。表7から、単親世帯になった当時、①8割から9割近くの母子および父子世帯が何らかの困難を経験している、②母子世帯では経済的な困難や子供の世話に関する困難が、父子世帯では子供の世話や家事に関する困難がより多

表7 単親世帯になった当時の困ったこと

昭和五年調査		総数	経済的に困った	適な当かなつ就た職先が	住困宅つたの問題で	子人供がのい世な話かつをする	相なく談て相困つ手たが	借困金つた返済に	その他	困なつかたつこたとは	不明
母子世帯	死別	100% (N=1124)	64.9	23.8	25.3	33.5	15.8	8.1	6.6	16.3	1.2
	生別	100% (N=411)	58.6	21.4	18.0	26.8	21.4	8.0	8.5	18.5	1.2
	その他	100% (N=636)	69.3	25.9	30.7	37.3	13.1	8.2	5.7	14.8	0.8
	母子寮	100% (N=73)	61.6	19.2	19.2	38.4	9.6	8.2	4.1	16.4	4.1
	父子世帯	100% (N=195)	84.6	27.2	68.2	38.5	6.7	11.8	6.2	3.6	—
		100% (N=225)	16.9	4.0	8.4	60.4	14.2	8.0	11.6	24.0	0.4
昭和九年調査		総数	経済的なこと	仕事のこと	住居のこと	子供の世話			家事のこと	困なつかたつこたとは	不明
									その他		
	母子世帯	100% (N=643)	68.9	35.3	24.7	51.0			27.4	6.4	12.8
		100% (N=194)	66.0	33.0	17.0	45.4			24.2	9.8	14.9
		100% (N=412)	72.6	36.9	28.2	52.7			29.1	4.6	11.2
		100% (N=37)	43.2	29.7	27.0	62.2			24.3	8.1	18.9
	父子世帯	100% (N=225)	16.4	29.3	4.9	69.3			72.0	4.0	13.8
		100% (N=96)	15.6	21.9	2.1	69.8			83.3	4.2	9.4
		100% (N=129)	17.1	34.9	7.0	69.0			63.6	3.9	17.1

資料 東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書』

東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』

く経験されている、③就職や仕事に関する困難や住宅や住居に関する困難も少なからぬ母子世帯で経験されている、④仕事に関する困難（仕事に専念できない、交際がおろそかになる、子供の世話のため仕事をかわるなど）は父子世帯でも少なからず経験されている、⑤母子世帯では死別世帯よりも生別世帯においてより多くの世帯が困難を経験しているが、父子世帯では、仕事と住居に関する困難が生別世帯において、家事に関する困難が死別世帯においてより多く経験されている、などの点が明らかになる。

なお、昭和59年の調査では、以上のうち、経済的困難、子供の世話に関する困難、家事に関する困難を経験した者がそれに対してどのような対処を行なったか（「困ったことへの対処」）についても調査をしている。その結果の概要是、つぎのとおりである（東京都資料59年）。

経済的なことに関して：母子世帯では「自分で仕事を始めた」32.3%、「親せきに頼った」23.5%、「預貯金を引き出した」21.4%、「公的機関の援助」11.7%などが、父子世帯では「預貯金を引き出した」32.4%、「親せきに頼った」21.6%、「公的機関の援助」21.6%などが主たるものである。

子供の世話に関して：母子世帯では「自分でなんとかした」33.5%、「保育園などに預けた」29.3%、「自分の親などと一緒に住んでみてもらった」17.7%、「親せきの人にみてもらった」10.4%などが、父子世帯では「自分でなんとかした」48.1%、「自分の親などと一緒に住んでみてもらった」25.6%、「親せきの人にみてもらった」13.5%などが主たるものである。

家事のことに関して：母子世帯では「自分でなんとかした」63.6%、「自分の親などと一緒に住んでしてもらった」14.8%などが、父子世帯では「自分でなんとかした」45.1%、「自分の親などと一緒に住んでしてもらった」21.0%、「子供がするようになった」19.8%などが主たるものである。

2) 貧困状況の推移

前節の2)世帯収入の項でみたように、世帯総収入、親の稼働収入、生活保護の受給率の3点から東京都の単親世帯の経済状態を概観すると、以下のような貧困現象が指摘される。第1に、貧困世帯は父子世帯よりも母子世帯により多くみられている。しかし、生活保護の受給率からみて、父子世帯にあっても、両親世帯における以上に貧困世帯が多くみられている。第2に、母子世帯における生活保護の受給率は戦後を通じてほぼ固定しているのに対して、父子世帯におけるそれは昭和47年から53年にかけて大きく低下しており（47年以前の資料はなし）、それゆえ、生活保護の受給率の観点だけからすれば、父子世帯の貧困が40年代末から50年代前半にかけて解消の方向を辿ったのに対して、母子世帯の貧困は、戦後を通じてほとんど改善されてきてない、といえる。第3に、東京都の母子世帯の経済状態を全国の母子世帯のそれと比較してみると、平均世帯収入はやや高く、生活保護の受給率は低い、という傾向が指摘される（以上の諸点についての詳細は前節2)を参照されたい）。

つぎに、単親世帯の住居の状況をみてみると、表8のとおりである。なお、昭和59年の東京都の調査では、両親世帯についても調査されており、それによると、両親世帯では、持家61.6%，給与住宅7.4%，公営住宅4.4%，一戸建の借家8.0%，公社・公団住宅3.5%，民間アパート14.8%，間借り0.3%，その他0.0%となっている(東京都資料59年)。これと比較すると、単親世帯では、持家の割合が低く、借家や賃貸住宅等の割合が高いことが指摘される。とりわけ、公営住宅や民間アパート、間借りの割合が顕著に高くなっている。つまり、単親世帯では、両親世帯に比して、自分の家を持てるほど経済的に余裕がなく、一方で、経済的理由から家賃の比較的安い公営住宅や間借りに居住する世帯が相対的に多くみられている反面、他方で、概して家賃の高い民間アパートでの生活を強いられ、このことから経済的負担をより重くされている世帯も相対的に多いといえるのであり、これらの点からも単親世帯の貧困が指摘される。

表8 住居の種類

		総数	持家	借家・賃貸住宅等					その他	
				給与住宅	公営住宅	その他の借家・賃貸住宅等				
						一戸建の家	公社・公団宅	民アパート	間借り	
母子世帯	昭和31年	100% (N= 612)	48.4	3.1	2.1	36.4				10.0
	47年	100% (N= 323)	39.7	8.0	8.4	12.7	0.9	22.6	7.7	—
	53年	100% (N= 1124)	31.2	4.2	10.2	11.1	4.6	32.7	5.6	0.3
	59年	100% (N= 643)	37.9	2.0	10.3	12.0	4.0	30.5	3.3	—
父子世帯	昭和47年	100% (N= 46)	45.7	—	8.7	19.6	4.3	13.0	2.2	6.5
	53年	100% (N= 225)	35.1	2.7	10.7	11.6	5.8	29.7	4.4	—
	59年	100% (N= 225)	50.2	3.6	8.0	12.4	5.3	19.5	0.9	—

注 昭和31年の公営住宅は第二種都営住宅の数値。

資料 東京都民生局『東京都母子世帯調査 昭和31年10月』

東京都『昭和47年度 東京都民生行政基礎調査報告書』

東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書』

東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』

表8にもどって、母子世帯と父子世帯とを比較してみると、母子世帯では、持家の割合がより低く、民間アパートや間借りなどの割合がより高くなっている、この点からも母子世帯において貧困世帯が多いことがわかる。

さて、母子世帯と父子世帯の別に時系列的にみてみると、①母子世帯では1期(昭和31年)より2期(昭和47年～59年)において持家の割合が低く、借家や賃貸住宅等の割合が高くなっている、②2期に限ってみてみると、47年から59年にかけて民間アパートや公社・公団住宅の割合が高くなり、給与住宅や間借りの割合が低くなっている、③しかし、持家の割合には、53年を除くと変化がない、④他方、父子世帯では、47年から59年にかけて、民間アパートの割合が高くなり(53年から59年にかけては低下)、一戸建の借家や間借り(53年にいったん上昇)の割合が低くなっている、⑤持家の割合には53年を除くと大きな変化がない、などの傾向が指摘される。これらの点から判断すると、戦後を通じて、東京都の単親世帯の居住状況は、必ずしも十分に改善されてきているとはいえない。

ところで、生活保護受給世帯に限った生活実態調査が、東京都によって、母子世帯に関しては昭和61年に、父子世帯に関しては同62年に実施されているので、そこから本項に関連する部分をとり出して、簡単にみておきたい。

まず、被保護母子世帯についてみてみると、68.7%の世帯が、母子世帯になった当時、経済的なことにもっとも困ったとしている。11.1%の世帯が母子世帯になる前から生活保護を受けており、37.7%の世帯が母子世帯になってすぐに生活保護を受けている。51.2%の世帯は、自分が働いて生活したり(29.6%)、親せき等からの仕送りで生活したり(6.9%)、貯蓄・保険・財産などで生活したり(9.2%)、貸付金・知人からの借金・その他の方法で生活した(5.5%)後に、生活保護を受けている。

最初に生活保護を受給するに至った原因は、母親の就労収入だけでは生活できない(49.2%)、病気(10.3%)とか子どもの世話(14.1%)等々の理由から母親が就労できない(31.9%)などが主たるものであるが、現在なお生活保護を受給していることの理由としては、就労収入だけでは生活できない74.0%、病気のため就労できない17.3%、子供の世話のため就労できない4.0%などがあげられている。

就労している母親は74.1%で(反対に就労していない母親は25.9%)、その内訳は、自営業0.9%、常用勤労者27.7%、臨時・日雇・パート65.8%、内職5.2%、その他0.4%である。就労収入の平均は72,200円、常用勤労者に限った平均は93,400円となっている。

子の父親から養育費の仕送りを受けている世帯は4.9%、以前は受けていたが今は受けていない世帯が4.2%、最初から受けていない世帯が90.7%となっている。

住居の種類では、持家2.7%、公営住宅21.7%、一戸建の借家10.1%、公社・公団住宅3.3%、民間アパート55.1%、間借り1.5%、母子寮3.7%、その他1.9%となっている(東京都資

料61年c)。

ついで、被保護父子世帯についてみてみると、20.1%の世帯が、父子世帯になった当時、経済的なことにもっとも困ったとしている。父子世帯になる前から生活保護を受けていた世帯が28.0%，父子世帯になってから生活保護を受けるようになった世帯が72.0%となっている。

生活保護の開始原因としては、世帯主（父親本人）の傷病が76.6%と大半を占めており、ついで失業・事業の失敗・就労収入の減失（12.2%）が多くあげられている。現在なお生活保護を受給していることの理由もほぼ同様で、世帯主の傷病が80.2%，就労収入が少ないが13.3%となっている。

世帯業態をみてみると、父親だけが働いている24.7%，父親と他の世帯員が働いている5.2%，父親以外の世帯員が働いている18.2%，働いている人がいない51.9%となっている。

父親の就労状況は、自営業4.1%，常用勤労者5.7%，臨時・日雇18.8%，その他1.4%，働いていない70.1%である。その就労収入は、平均して、自営業61,400円，常用勤労者122,700円，臨時・日雇61,600円，その他26,400円，計71,600円となっている。

住居の種類は、持家5.7%，公営住宅37.8%，一戸建の借家12.2%，公社・公団住宅4.3%，民間アパート39.7%，間借り0.3%となっている（東京都資料62年）。

3) 父・母の過重な役割負担の状況

母子世帯の母や父子世帯の父が過重に役割を負担しているという事実は、前節の1)親の就労状況の項と5)家事の負担の項で考察したところから、すでに明らかである。

すなわち、母子世帯では、8割から9割弱の世帯で母親が働いており、また、9割前後の世帯で、母親本人が掃除、洗濯、朝食のしたく、夕食のしたく、食事のあとかたづけ、買物などの家事のそれぞれについて、その主たる担い手になっており、ほとんどの母子世帯で母親が就労の役割と家事全般の遂行の役割とを同時に負担しているのである。父子世帯でも、9割以上の世帯で父親が働いており、また、4割強から5割弱の世帯で上記の家事のそれぞれについてその主たる担い手となっており、したがって、母子世帯ほどではなくても、少なからぬ父子世帯で、父親が就労の役割と家事全般の遂行の役割とを同時に負担しているのである。

以上のような過重な役割負担の状況は、母子および父子世帯を問わず、三世代世帯よりも二世代世帯においてより多くみられているが、その傾向は、父子世帯においてとくに顕著である。また、二世代世帯の父子世帯では、2割強から3割弱の世帯で、子どもがそれぞれの家事についてその主たる担い手となっており、したがって、これらの世帯では、子どもの過重な役割負担が問題となりうる。

就労と家事という二重の役割負担の状況でとくに問題となるのが、就労している母または

父の就労時間と居宅外で就労している場合の帰宅時間である。まず、母子世帯の母の就労時間についてであるが、これについては、昭和47年の調査では、7時間未満19.9%，7～8時間9.6%，8～9時間32.3%，9時間以上32.7%，不明5.4%，53年の調査では、7時間未満26.4%，7～8時間14.6%，8～9時間36.7%，9時間以上15.5%，不明6.7%，59年の調査では、7時間未満29.6%，7～8時間31.1%，8～9時間22.4%，9時間以上12.0%，不定3.8%，不明1.1%となっている。父子世帯の父の就労時間は、47年の調査では、7時間未満7.2%，7～8時間7.1%，8～9時間31.0%，9時間以上47.6%，不明7.1%，53年の調査では、7時間未満2.9%，7～8時間7.8%，8～9時間46.6%，9時間以上38.3%，不明4.4%，59年の調査では、7時間未満4.7%，7～8時間19.8%，8～9時間34.4%，9時間以上36.3%，不定2.8%，不明1.9%となっている（東京都資料47年，同53年，同59年）。

他方、居宅外で就労している場合の帰宅時間についてみてみると、母子世帯の母では、53年の調査でみると、午後6時まで39.9%，6時台20.9%，7時台11.6%，8時以降22.6%，不定2.1%，住込み1.9%，不明1.0%となっており、59年の調査でみると、午後6時まで37.1%，6時台28.0%，7時台10.7%，8時以降19.9%，不定3.3%，不明1.0%となっている。父子世帯の父の場合は、53年の調査では、午後6時まで12.0%，6時台25.1%，7時台30.5%，8時以降21.6%，不定8.4%，不明2.4%となっており、59年の調査では、午後6時まで9.9%，6時台23.3%，7時台25.6%，8時以降32.3%，不定7.8%，不明1.1%となっている（東京都資料53年，同59年）。

就労している母子世帯の母の場合、同じく就労している両親世帯の母と比較して、就労時間が長く、それゆえまた、帰宅時間が遅くなる者が多く、したがって、就労と家事の両立はより困難な状況におかれている（東京都資料59年によると、就労している両親世帯の母の就労時間は、7時間未満46.8%，7～8時間21.0%，8～9時間11.8%，9時間以上14.9%，不定3.3%，不明2.1%となっており、また、居宅外就労の場合の帰宅時間は、午後6時まで56.6%，6時台23.9%，7時台7.3%，8時以降7.6%，不定3.5%，不明1.0%となっている）。就労している父子世帯の父の場合は、同じく就労している両親世帯の父と比較して、就労時間には大きな差異がないものの、帰宅時間を早める者が多く、これらの父親においては、一方における就労と他方における家事（および子どもの世話）との両立化の努力がうかがわれる（東京都資料59年によると、居宅外で就労している両親世帯の父親の帰宅時間は、午後6時まで5.5%，6時台15.1%，7時台25.0%，8時以降48.1%，不定5.4%，不明1.0%となっている）。

4) 病弱・疾病の状況

さきにみたように、単親世帯においては、貧困世帯や過重な役割負担にある世帯が多いこともあって、健康を害している母または父が他に比して多くみられている。この点について、

資料の得られる昭和53年と59年の2時点においてその実態をみてみると、以下のとおりである。

まず、母子世帯の母の健康状態をたいへん良い(53年は非常に健康)、普通、弱い、病気でながくねている、不明の順に区分してみてみると、53年の時点では、それぞれ順に、19.2%、62.5%、16.9%、0.6%、0.7%となっており、59年の時点では、同じく順に、33.7%、52.7%、12.3%、1.1%、0.2%となっている。したがって、母子世帯の母のうち、自分の健康状態を病弱だとする者の割合は、53年の時点で17.5%、59年の時点で13.4%となり、両親世帯の母の3.8%（59年）に比して著しく高いことがわかる。他方、父子世帯の父の健康状態は、さきと同じ順にみて、つぎのとおりである。53年：29.8%，57.3%，9.8%，1.8%，1.3%。59年：46.2%，46.2%，6.7%，0.9%，0.0%。父子世帯の父のうち自分の健康状態を病弱だとする者の割合も、53年で11.6%、59年で7.6%となっており、両親世帯の父の2.6%（59年）に比して、著しく高いことがわかる（東京都資料53年、同59年）。

つぎに、病気の有無についてみてみると「ふだん、からだの具合の悪いところがある」（53年）または現に病気にかかっている（59年）母または父の割合は、母子世帯では53年で35.4%，59年で19.3%となっており、また、父子世帯では53年で23.6%，59年で11.6%となっている。両親世帯の母（59年で6.5%）または父（59年で7.2%）に比して、単親世帯とくに母子世帯の有病率の高さが注目される。からだの具合が悪い母子世帯の母のうち、通院しているのは52.5%にすぎず、通院していないのが46.0%におよんでいる（不明1.5%，53年）。通院していない理由としては、医者にかかるほどでない59.0%がもっと多いが、仕事が休めない20.8%，医療費がかかる8.7%も少なくない。また、現に病気にかかっている者のうち治療を受けていない者の割合をみてみると（59年）、両親世帯の母が9.3%，同父が8.2%であるのに対して、母子世帯の母は10.5%，父子世帯の父は15.4%となっている（東京都資料53年、同59年）。

なお、生活保護を受給している母子世帯の母の健康状態は、大変良い20.5%，普通46.1%，弱い31.6%，病気で長く寝ている1.7%となっており（東京都資料61年c），また、同じく被生活保護の父子世帯の父の健康状態は、大変良いがなく、普通21.5%，弱い70.9%，病気で長く寝ている7.6%となっている（東京都資料62年）。いずれにおいても、母子世帯一般あるいは父子世帯一般と比して、病弱な母または父が著しく多いのがわかる。このことは、一面では貧困が健康破壊をもたらしていることを示しているが、他面では、単親世帯の親の劣悪な健康状態が貧困を生み出していることを示している。生活保護を受けている単親世帯においては、これらの2側面の同時的存在がより多くみられているが、それは、とくに父子世帯において顕著だといえる。

5) 就労の制約の状況の推移

単親世帯に生じる就労の制約ないし不就労の病理は、父子世帯でも、すでにみたように、被生活保護世帯において顕著にみられているが——これは、とくに傷病による不就労として現象——、より一般的に問題となっているのは母子世帯においてである。

母子世帯の母のうち不就労者の割合は、表4のとおりであるが、不就労の理由は、以下のようにになっている。昭和27年：まったく仕事が得られない20.1%，本人が病弱50.8%，子どもが足手まとい14.7%，働く必要なし9.2%，不明5.2%。31年：まったく仕事が得られない30.0%，本人が病弱25.2%，子どもが足手まとい12.9%，働く必要なし18.6%，不明13.3%。47年：適当な仕事がない6.3%，本人が病弱36.6%，子どもが小さい17.5%，働く必要なし22.2%，その他11.1%，不明6.3%。53年：適当な仕事がない16.4%，本人の病気31.6%，子どもの世話23.7%，仕事をする必要なし9.9%，その他15.8%，不明2.6%（東京都資料31年，同47年，同53年）。以上から、調査の年によってそれぞれの理由の割合に変化がみられるが、不就労の母子世帯の母は、そのほとんどが、働く必要がないから働くのではなくて、子どもの世話とか本人の病弱といったことから、あるいはまた仕事が得られないことなどから、働きたくても働けないという状態に、戦後一貫しておかれていることがわかる。

昭和59年の東京都の調査では、母子世帯の母で働きたいが働けない者の割合は不就労者の51.6%におよんでいるが、その理由は、本人の病気41.7%，子どもの世話33.3%，病人等の世話10.4%，その他12.5%，不明2.1%となっている。同時点における両親世帯の母親の場合は、働きたいが働けない者の割合は40.5%，その理由は、子どもの世話73.0%，本人の病気4.8%，病人等の世話2.4%，家族の反対8.2%，その他10.7%，不明0.8%となっている（東京都資料59年）。両親世帯に比して、母子世帯の場合、母親自身の病気や病人等の世話のため、働きたくても働けない母が多いことがわかる。

なお、子どもの就職に関しては、第1期の母子世帯では、昭和31年の時点でみて、就職先がなくて困っている世帯が8.3%，就職に際して身許引受人がない世帯が8.8%ほどみられた（東京都資料31年）。第2期の母子世帯でも、昭和53年の時点でみて、子どもの就職のことできつて困っている世帯が8.5%ほどみられており、とくに、母親が40代の世帯では11.2%，50歳以上の世帯では14.2%と、より高い割合を示している（なお、父子世帯では5.8%。東京都資料53年）。

また、中学あるいは高校を卒業した生活保護受給世帯の児童（非在学者）の就労状況をみると、働いている者は、母子世帯で68.9%，父子世帯で65.1%にとどまり（働いていない者の割合は、順に31.1%，34.9%），また、その従業上の地位も、常用勤労者は母子世帯で58.8%，父子世帯で51.9%にとどまり、臨時・日雇・パートが少なからずみられている（母子世帯で39.2%，父子世帯で42.6%。東京都資料61年，同62年）。

6) 進学の制約の状況

進学の制約については、すでに前節の4)子の就学状況の項において、単親世帯の児童の高校・大学への就学率の低さが述べられているが、さらに、上級学校への進学希望者の少なさも病理的問題として指摘される。低就学率の問題は、一面では、すでにみてきたような単親世帯の貧困、過重な役割負担、親の劣悪な健康状態等に少なからず起因していると考えられるが、他面においてまた、上級学校への進学を希望する児童や親が少ないと反映だともみられるからであり、そして、この進学希望者の少なさも、貧困や過重な役割負担、親の劣悪な健康状態等によって、意識的、無意識的に進学希望を抑制されていることの結果である場合が少なくないと、考えられるからである。

進学希望についての東京都の調査は、昭和53年と59年に行なわれている。53年の調査結果によると、児童本人（中学生・高校生）の進学目標は、母子世帯では、大学まで40.2%，短大まで9.2%，高校まで38.7%，中学まで1.9%，父子世帯では、大学まで34.6%，短大まで11.1%，高校まで42.5%，中学まで1.3%となっている。また、親（中・高生の親）の希望は、母子世帯の母の場合で、大学まで40.1%，短大まで8.8%，高校まで44.4%，中学まで1.6%，父子世帯の父の場合で、大学まで35.3%，短大まで13.1%，高校まで39.9%，中学まで0.7%となっている（東京都資料53年）。これに対して、59年の調査結果によると、児童本人（中学生）の進学希望は、母子世帯では、大学まで34.0%，短大（高等専門学校）まで15.8%，高校まで30.7%，中学まで2.8%，父子世帯では、大学まで25.0%，短大（高等専門学校）まで8.3%，高校まで44.8%，中学まで2.1%となっている。また、親（中学生の親）の希望は、母子世帯の母では、大学まで41.4%，短大（高等専門学校）まで14.0%，高校まで24.7%，中学まで2.8%，父子世帯の父では、大学まで35.4%，短大（高等専門学校）まで7.3%，高校まで32.3%，中学まで2.1%となっている（東京都資料59年）。

59年の調査では、両親世帯の児童（中学生）とその親の進学希望も調査されており、それによると、児童では、大学まで46.5%，短大（高等専門学校）まで17.3%，高校まで18.1%，中学まで1.5%となっており、また、親では、大学まで49.9%，短大（高等専門学校）まで13.6%，高校まで15.5%，中学まで1.0%となっている（東京都資料59年）。これと比較してみると、単親世帯では、児童本人においてもその親においても、大学までの進学を希望する者が少なく、反対に、高校までの進学しか希望しない者が多いという傾向が認められる。このような傾向は、父子世帯の児童とその親においてとくに顕著である。また、父子世帯の児童と親においては、短大（高等専門学校）までの進学を希望する者もより少ないという傾向が認められる。中学までしか希望しない者は稀であるが、それでも、単親世帯の児童と親に相対的に多くみられている。

さらに、生活保護受給世帯の中学生と高校生に限ってその進学目標をみてみると、母子世

帯では、中学生が大学14.3%，短大3.9%，高校64.6%，義務教育6.7%，その他5.3%，分からぬ5.1%，高校生が大学18.0%，短大14.3%，高校54.9%，その他8.3%，分からぬ4.5%となっており（東京都資料61年c），父子世帯では、中学生が大学・短大10.9%，全日制高校54.8%，定時制高校6.8%，義務教育12.7%，その他1.4%，分からぬ13.6%，高校生が大学・短大22.9%，全日制高校43.6%，定時制高校12.3%，その他5.6%，分からぬ15.1%となっている（東京都資料62年）。生活保護受給世帯の児童の場合、母子世帯の児童であれ、父子世帯の児童であれ、単親世帯一般の児童に比し、大学・短大への進学希望者が著しく少なく、反対に、義務教育までの進学希望しかもたない者が著しく多いという事実が認められる。

なお、昭和53年と58年の厚生省の全国調査では、子どもに関する母子あるいは父子世帯の最終進学目標が調査されているので、この結果を参考までにみてみると、つぎのとおりである。

〈昭和53年（母子世帯のみ）〉 男の子について：大学50.7%，短大2.2%，高専2.6%，高校42.1%，義務教育まで2.4%。女の子について：同じ順に、19.6%，17.8%，1.2%，58.4%，3.0%（厚生省資料53年）。

〈昭和58年 母子世帯〉 男の子について：大学43.1%，短大1.5%，高専6.7%，高校43.4%，義務教育まで2.2%，その他3.1%。女の子について：同じ順に、16.2%，18.4%，8.1%，52.0%，2.3%，3.0%。

〈昭和58年 父子世帯〉 男の子について：大学41.7%，短大0.4%，高専5.4%，高校46.6%，義務教育まで3.1%，その他2.7%。女の子について：同じ順に、13.7%，14.3%，5.5%，59.3%，3.1%，3.8%（厚生省資料58年）。

7) 子どもの養育や世話の阻害状況

単親世帯においては子どもの養育や世話が必ずしも十分でない世帯が比較的多いということは、本節の1)での考察からみても明らかである。そこでは、母子世帯と父子世帯のいずれにおいても、少なからぬ世帯が、子どもの世話に関して困難を経験しながらも、そのような困難に対して、母または父が自分でなんとか対処せざるをえなかつたことが明らかとなつた。

さらに、東京都の昭和59年の調査では、母子世帯の働いている母親を対象に、「学齢未満児の養育上困ったこと」についても調査されており、その結果は、つぎのとおりである。子どもが病気でも仕事を休めない47.1%，子どもが病気のため何日も仕事を休まなければならぬ37.9%，自分で世話ができないときがあり実家や親せきに頼む36.8%，父母参観などに出席できない25.3%，一緒に夕食をとれないときがある21.8%，保育園などの送り迎えができない20.7%，遠足のとき付添に行けない11.5%。同じく働いている母親でも、両親世帯の場合には、それぞれ順に、つぎのとおりである：25.6%，34.4%，22.4%，14.2%，17.0%，

13.4%, 7.1%（パーセントは、当該世帯の働いている母親のうち当該困難を経験している者の割合。東京都資料59年）。いずれの困難も、両親世帯に比して、母子世帯の母親により多く経験されているが、とりわけ、子どもが病気でも仕事を休めない、父母参観や遠足などに行けない、自分で世話ができないときがあってその場合は実家や親せきに頼まざるをえない、などの困難が、相対的にみて、母子世帯にとくに顕著にみられていることがわかる。

子どもの養育や世話の阻害という病理事象は、小学校低学年児についても問題とされているが、この点については、すでに前節の3)子の養育状況の項で述べられている。そこでは、母子世帯においては、家に世話をする人がいないことが多く、しかも、他に誰も世話をしてくれる人がいないため、子どもだけで放課後の生活を過ごしているケースが少なくないという実態が、明らかにされている。

なお、以上とは別に、単親世帯における親子関係についての調査（東京都47年調査、同59年調査）も行なわれているので、その結果について簡単にみておく。まず、昭和47年の調査では、親子の話し合い、家庭内のだんらん、家庭ぐるみの戸外余暇について、単親世帯になってから変化がみられたか否かが調査されている。母子世帯に関して、その結果はつぎのとおりである。なお、数字は、それぞれについて、順に「多くなった」、「変わらない」、「少なくなった」、「不明」の世帯の割合である。親子の話し合い：21.7%, 63.5%, 4.3%, 10.5%。家庭内のだんらん：18.6%, 66.8%, 5.0%, 9.6%。家庭ぐるみの戸外余暇：14.2%, 59.8%, 16.4%, 9.6%。父子世帯についての結果は、つぎのとおりである。数字の意味するところは、母子世帯の場合と同じである。親子の話し合い：19.6%, 58.7%, 17.4%, 4.3%。家庭内のだんらん：10.9%, 65.2%, 19.6%, 4.3%。家庭ぐるみの戸外余暇：13.0%, 45.7%, 37.0%, 4.3%（東京都資料47年）。以上の3点でみると、概して、①単親世帯になっても親子関係にとくに変化のない世帯がもっとも多いこと、②変化なしの世帯を除くと、母子世帯では、親子の話し合いや家庭内のだんらんがむしろ母子世帯になってからふえている世帯の方が多いこと、③しかし、父子世帯では、家庭内のだんらんや家庭ぐるみの戸外余暇がへっている世帯の方が多いこと、などがわかる。

昭和59年の調査では、ア) 子どもが友だちのことを母または父にどの程度話すか、イ) 子どもが学校の勉強のことを母または父にどの程度話すか、ウ) 子どもがよいことをしたときに母または父はほめてくれるかどうか、エ) 困ったことがあるときに子どもは母または父に相談するかどうか、オ) 母または父は子どものことをどの程度わかっているか、などが児童を対象に調査されている。その結果をまとめたのが、表9である。表9をみると、学校の勉強のことを父親によく話す子どもや、困ったことがあるときに父親に相談する（必ず相談するとだいたい相談するの計）子どもが、両親世帯よりも父子世帯に多いことがわかる。しかし、これらの点を除くと、母子あるいは父子世帯と両親世帯との間に、大きな違いはみられ

表9 親子関係・対

		総 数 % N	友だちのことを				学校の勉強のことを			
			よ く 話 す	とき どき 話 す	ほ話 とさ んな どい	不 明	よ く 話 す	とき どき 話 す	ほ話 とさ んな どい	不 明
			父 親 と	両親世帯 父子世帯	100.0 (1823) 100.0 (158)	9.9 11.4	46.3 50.6	41.8 34.8	2.0 3.2	11.4 20.3
母 親 と	両親世帯	100.0 (1823)	28.0	55.6	14.5	1.9	40.7	45.7	11.6	2.0
	母子世帯	100.0 (396)	30.1	51.3	16.7	2.0	37.4	48.5	12.1	2.0

資料 東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』

ていない。したがって、表9からみる限り、親子関係や対話、親による子の理解に関して、単親世帯がとくに劣悪な状況にあるとはいえない。

また、一般に、母子あるいは父子世帯における非行少年の発生率が両親世帯のそれよりも高いことが知られているが、東京都においてもその傾向は認められる。たとえば、昭和62年の時点では、東京都の刑法犯少年（犯罪少年と触法少年）の両親の状態において、父なし（実父、養父、継父なし）の割合は12.2%，母なし（実母、養母、継母なし）の割合は5.9%となっている（警視庁防犯部『昭和62年 少年非行等の概況』）。この数値を、1節でみた一般世帯（非行少年のいる世帯を含む全世帯）における母子および父子世帯の出現率と比較してみると、非行少年のいる世帯での単親世帯の出現率はかなり高く、したがって、単親世帯における非行少年の発生率が両親世帯のそれよりかなり高いことがわかる。しかし、全国レベルの昭和62年中の刑法犯少年の両親の状態は、父なし14.3%，母なし7.2%となっており（警察庁『犯罪統計書 昭和62年の犯罪』）、これと比較すると、東京都の単親世帯の非行少年の発生率は相対的に低いこともわかる。

4 まとめ

資料調査の結果から得られた以上の知見について、最後に簡単な要約を行なっておく。まず、単親世帯の数およびその類型と構成の推移と現状に関しては、以下のように要約される。

1 戦後期を戦争の影響（夫一父の戦傷病死・戦災死）が残る昭和30年代までの第1期と戦争の影響の消失した40年代以降の第2期とに区分して、最初に母子世帯数の推移をみてみ

話・子の理解の状況

あなたがよいことをしたとき				こまつたことがあるときに				あなたのことを			
よく く ほれ め てる	とほ め きて どれ きる	ほほ め とて く んれ な どい	不 明	必 ず 相 談 す る	だ相 い談 たす いる	ほ相 と し ん な どい	不 明	よく くれ わ て か つい て る	だ て い く た れ い て わ か い っ る	ほ て と く ど れ わ な か つい	不 明
43.1	41.1	13.8	2.0	8.9	36.9	52.0	2.2	31.9	51.8	14.1	2.2
34.2	48.7	13.9	3.2	12.7	39.9	44.3	3.2	32.9	50.6	13.3	3.2
48.3	40.8	9.0	1.9	19.8	50.5	27.6	2.0	36.9	50.5	10.5	2.1
45.5	43.7	8.8	2.0	21.5	47.5	29.0	2.0	36.9	50.0	11.1	2.0

ると、母子世帯の数は、第1期においては推計数とともに出現率の上昇も一貫してみられたが、第2期において出現率の上昇がみられるようになったのは50年代の後半からである。出現率を全国のそれと比較してみると、東京の出現率は、第1期初期でかなり低く、第2期で若干高いといえる。

2 他方、父子世帯は、東京都が初めて調査を実施した昭和47年以降推計数は上昇を続けているものの、出現率は50年代後半から横這いとなっている。出現率を全国のそれと比較すると、東京の方が若干高い。

3 生別—死別を区分してみてみると、母子世帯においては、第1期では死別世帯が、第2期では生別世帯が半数以上の割合を占めているが、1期と2期を通じて、生別世帯の割合が年々上昇を続けてきている。死別の理由は病死がほとんどであるが、第1期では戦争を理由とするケース（戦傷病死・戦災死）も多くみられた。生別の大半は離婚によるものである。全国的傾向と比較してみると、1期、2期を通じて、東京では離婚による生別世帯がより多い。父子世帯も、47年以降の傾向としては、生別世帯（そのほとんどが離婚による）が半数以上の割合を占めているが、全国的傾向と比すと、離婚による生別世帯の割合が若干低い。

4 第2期には世代類型の調査も東京都によって行なわれ、母子世帯と父子世帯の両方で二世代世帯の増加がみられている。父子世帯では三世代世帯の減少も指摘される。

5 世帯人員をみてみると、母子世帯では、第1期の末ごろから第2期の初めごろにかけて減少した。20歳未満の子の数も、第1期から第2期末にかけて減少した。父子世帯でも、第2期を通じて世帯人員の減少がみられた。なお、昭和59年の時点で、学齢未満児がいる世帯と小学校低学年児童がいる世帯をみてみると、いずれも母子世帯の方が多い。

つぎに、親の就労、就労による収入、学齢未満児の養育、子の進学状況、家事の分担に焦点をあてて、単親世帯の生活実態の推移と現状についてみてみると、その知見は、以下のように要約される。

1 就労の実態に関しては、母子世帯では、1期、2期を通じて一貫して8割以上の母親が就労している。父子世帯に比し、自営業主と常用勤労者の割合が小さいが、2期になってからは、自営業主の割合が低下し、常用勤労者の割合が増大している。父子世帯では、9割以上の父親が働いており、常用勤労者の割合がもっとも大きい。また、母子世帯に比し、自営業者の割合が大きい。なお、昭和50年代末の時点での全国的傾向と比較すると、母子世帯では常用勤労者の割合が小さく、父子世帯では自営業主の割合が大きいという特徴がみられている。

2 就労による収入は、母子世帯で著しく少なく、1期、2期を通じて一貫して世帯収入の7割に満たないでいる。生活保護の受給率も高く、ほぼ一貫して10%ないしそれ以上の受給率となっている。父子世帯の受給率は、母子世帯に比して低く、しかも、2期を通じて以下の傾向を示してきてはいるものの、両親世帯の受給率と比すと、著しく高い。

3 母子世帯の母親が就労中の学齢未満児の養育者については、1期では家人がもっとも多く全体の4割前後となっていたが、2期では保育所・幼稚園がもっとも多く、全体の3分の2を占めている。なお、昭和59年の時点で、居宅外で就労していて午後7時までに帰宅できる母子世帯の母は65.1%となっている。また、父子世帯の父は33.2%である。

4 子どもの進学状況については、2期を通じて、母子世帯と父子世帯のいずれにおいても高校進学率の上昇がみられ、両親世帯との差が縮まってきたものの、大学進学率では、両親世帯との間に依然として大きな較差がみられている。また、高校進学率、大学進学率とも、母子世帯の方が父子世帯よりも高いという傾向にある。

5 家事の分担については、昭和59年の東京都調査から現状を知ることができるものである。まず、母子世帯では、その9割前後の世帯で、母親が家事の主たる担い手となっている。しかし、同じく母子世帯でも、三世代世帯では、その割合は6割前後に下がる。他方、父子世帯では、すべての家事について父親が主たる担い手である場合がもっとも多いが、その割合は、4割強から5割弱にとどまる。したがって、子どもが主たる担い手である世帯も少なくなく、その割合は2割強から3割弱となっており、両親世帯はもちろん、母子世帯に比しても著しく高い。

最後に、単親世帯の病理性の推移と現状についての知見は、劣悪な健康状態、就労の制約、進学の制約、子どもの養育や世話の阻害、貧困、父母の過重な役割負担として、以下のように要約される。

1 世帯員の健康状態に関しては、自分の健康状態を病弱だとする者が、2期を通じて、

母子世帯の母と父子世帯の父のいずれにおいても減少してきているが、両親世帯に比してみると、依然として多い。また、現に病気にかかっている者の割合も、両親世帯の父・母に比してかなり高いのが現状である。母子世帯の母と父子世帯の父とを比較すると、2期を通じて一貫して、前者の方に病弱・疾病の状態にある者がより多い。

2 就労の制約に関しては、とくに母子世帯の母の場合が問題となるが、1期を通じてみられた「まったく仕事が得られない」、「本人が病弱」、「子どもが足手まとい」などの就労を困難とする理由が、2期になっても依然としてみられている。しかし、2期に入ってからは、「まったく仕事が得られない」といった理由が比較的少なくなり、小さい子どもの世話といった理由が相対的に増えているという変化もみられている。さらに、2期になってからは、「病人等の世話」で働きたいが働けない者も、とくに三世代世帯で少なからずみられている。また、働く必要がなくて働いてない者は、2期になって大幅に減少している。なお、母子世帯で子どもの就職のことで困っている世帯は、2期に入ってかなり減少した。

3 進学の制約については、すでに生活実態のところで高校・大学への低進学率が指摘されているが、さらに、2期の現状の問題として、進学意欲や進学希望それ自体の低さが、母子世帯の子どもと母、父子世帯の子どもと父のいずれにおいてもみられている。

4 子どもの養育や世話の阻害としては、2期の母子世帯の現状でみると、学齢未満児について、子どもが病気でも仕事を休めない、父母参観や遠足などに行けない、保育園などの送り迎えができない、一緒に夕食をとれないときがある、自分で世話ができないときがあり実家や親せきに頼まなければならない、などの養育上の困難が母親の就労に伴って問題となっている。また、小学校低学年児について、学校の放課後家に世話をする人がいないため、子どもがひとりで、あるいは子どもだけで過さなければならぬ、という問題も生じている。

5 貧困と父・母の過重な役割負担の問題については、前者に関しては生活保護の高い受給率をあげて、また、後者に関しては父・母自らが主たる家の担い手となっているという事実をあげて、すでに生活実態のところで言及しているので、ここでは省略する。

資料

- 1) 東京都資料31年：東京都民生局『東京都母子世帯調査 昭和31年10月』
- 2) 東京都資料38年：東京都民生局『東京都母子世帯実数調査報告書 1963年』
- 3) 東京都資料47年：東京都『昭和47年度 東京都民生行政基礎調査報告書』
- 4) 東京都資料53年：東京都『昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書（東京都民生行政基礎調査）』
- 5) 東京都資料56年 a：東京都福祉局『単親家庭の福祉に関する提言（東京都児童福祉審議会意見具申） 昭和56年12月5日』
- 6) 東京都資料56年 b：東京都『昭和56年度 東京都社会福祉基礎調査報告書——都民の生活実態と意識——』

- 7) 東京都資料59年：東京都『昭和59年度 東京の子供と家庭 東京都社会福祉基礎調査報告書』
- 8) 東京都資料61年 a：東京都『都民の生活実態と意識 昭和61年度東京都社会福祉基礎調査報告書』
- 9) 東京都資料61年 b：東京都福祉局『単親家庭の問題に関する福祉施策のあり方（東京都単親家庭問題検討委員会報告） 昭和61年10月18日』
- 10) 東京都資料61年 c：東京都『昭和61年度 東京都被保護世帯生活実態調査結果報告書（母子世帯）』
- 11) 東京都資料62年：東京都『昭和62年度 東京都被保護世帯生活実態調査結果報告書（父子世帯）』
- 12) 厚生省資料27年：厚生省児童局『昭和27年9月1日現在 全国母子世帯調査結果報告書』
- 13) 厚生省資料36年：厚生省児童局『昭和36年8月1日現在 全国母子世帯調査結果報告書』
- 14) 厚生省資料53年：厚生省児童家庭局『昭和53年度全国母子世帯等調査結果の要約（昭和53年8月1日現在）』
- 15) 厚生省資料58年：厚生省児童家庭局『昭和58年度 全国母子世帯等調査結果の概要（昭和58年8月1日現在）』

The Changes of the Problems of One Parent Household in Tokyo after the World War II

Shigenobu YONEKAWA

This paper is the report on the result of the study of the problems of one parent household which is the subject assigned to me in the joint research on "The Changes of Urban Problems in Tokyo after the World War II". This joint research was subsidized by the Ministry of Education.

Various records and documents etc. have been collected for this study. As the result, most of the available records and documents etc. are those which were published between 1952 and 1987 by the government and public office.

By dividing the postwar into the period I, before 1964 and the period II, after 1965, many findings can be presented.

1. In case of the households of mother and children both of the estimated number and the ratio had increased in the period I, but in the period II only the ratio has increased during the 1980's. In case of the households of father and children, which were investigated at 1972 first, the estimated number has increased in the period II, but the ratio has remained on the same level during the 1980's. In both types of one parent households the ratios of those of lifelong separation and two generations have been increasing year by year. Most of lifelong separation household have been caused by divorce. Most of households of mother and children in the period I had been caused by the separation by death.

2. During the period I and II, more than 80 per cent of mothers have been at work in the households of mother and children. But there have been not a few mothers who can not work in spite of wishing to do. The earned income has been very small and the ratio of the households receiving aid has been constantly large. In not a few households, bringing up or taking care of children has been disturbed owing to mother's working. In the households of father and children the number of fathers being at work has been relatively small. And the ratio of the households receiving aid has been relatively large.

3. In both types of one parent households, the rate of entrance into high schools has increased but the rate of entrance into colleges and universities has been low still in the period II.

4. Under present condition in the period II, in both types such cases are numerous that the mother or father is the chief sharer of domestic chores. This is more notable in the households of mother and children. In the households of father and children such cases are not a few that the child is the chief sharer.

5. The mothers or fathers who are in poor health are relatively numerous still, though they have decreased during the period II.